

空気呼吸器の取扱いについて

財団法人 高輝度光科学研究センター 安全管理室

2003年7月23日

1. 責任者の届出について

空気呼吸器を設置する場合は、あらかじめ責任者を決め、安全管理室長に、責任者の所属・氏名・連絡先・空気呼吸器の設置場所を届出ること

2. 責任者の業務について

責任者は以下のことを実施すること

- ① 空気呼吸器を使用する者に対し、使用方法・装着手順などの教育を行うこと
- ② 上記①実施の記録は責任者が保管すること
- ③ 空気呼吸器の定期点検を行うこと
- ④ 上記③実施の記録は責任者が保管すること
- ⑤ 高圧空気容器は、容器保安規則により3年毎に耐圧検査（ボンベ容器検査）を受けること
- ⑥ 空気呼吸器の設置場所には、表示を行うこと

3. 使用について

使用者は以下のことを実施すること

- ① 使用前に次のことを点検すること
 - a. ボンベの残圧を確かめること（11.8MPa以上あることが望ましい）
 - b. 高圧、中圧導管部等の気密状態を確かめること（ボンベのバルブを開き、圧力計の指針が最高を示したら、バルブを閉じ、約1分間圧力計の変化を見て、変化がなければ気密が完全である）
 - c. 警報装置の作動を確かめる。設定圧力（通常2.94MPa付近）で警報がなるか確かめること
 - d. 連結間及び面体の破損の有無を確かめること（ひび割れ、老化、

変形がないか)

e. 呼気弁の状況を確認すること（呼気弁が正しく取り付けられているか、また老化、変形等していないか確認する）

② ボンベのバルブを開き空気を出してから面体を装着すること（面体を装着するときは顔面との気密状態が良好であるか否かの密着テストをすること）

③ 使用中は時々圧力計を見て圧縮空気の残量を確認すること

④ 圧力計の指針が 2.94MP a になる以前に作業を終了し、新鮮な空気の場所に戻ることに

⑤ 空気呼吸器の脱装は面体を外してからバルブを閉じ、器体を下ろすことに

⑥ 使用後は、手入れをしてから保管すること（保管は直射日光の当たらないところ、40℃以下の場所に保管すること）

⑦

4. 空気呼吸器の有効使用時間について

空気呼吸器の有効使用時間を確認すること

空気呼吸器の有効使用時間

=ボンベ容量×充填圧力÷使用者の空気消費量（毎分）

5. 使用の制限について

責任者の教育を受けたもの以外は、当該空気呼吸器を使用しないこと